

自転車の通行方法

道路の通行方法

車両は歩道等と車道の区別のある道路では、車道を通行しなければなりません。

(罰則)3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

【車道】

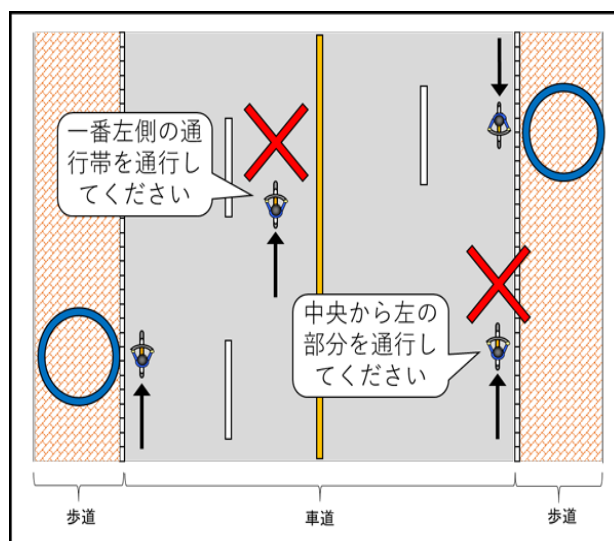
車両は、道路の中央から左の部分を通行しなければなりません。

(罰則)3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金等

車両通行帯のある道路の場合

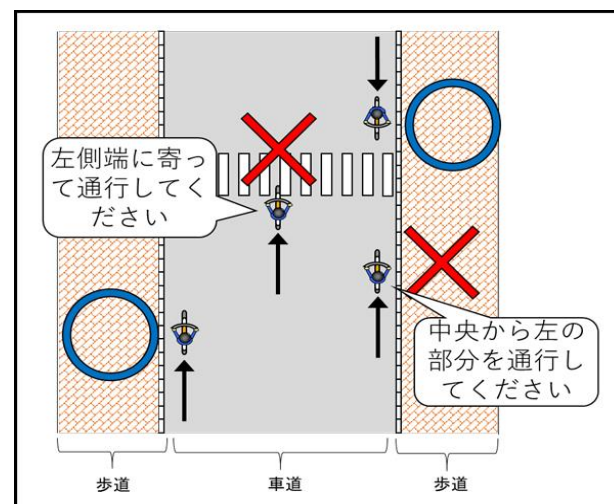
一番左側の通行帯を通行しなければなりません。

(罰則)5万円以下の罰金



車両通行帯のない道路の場合

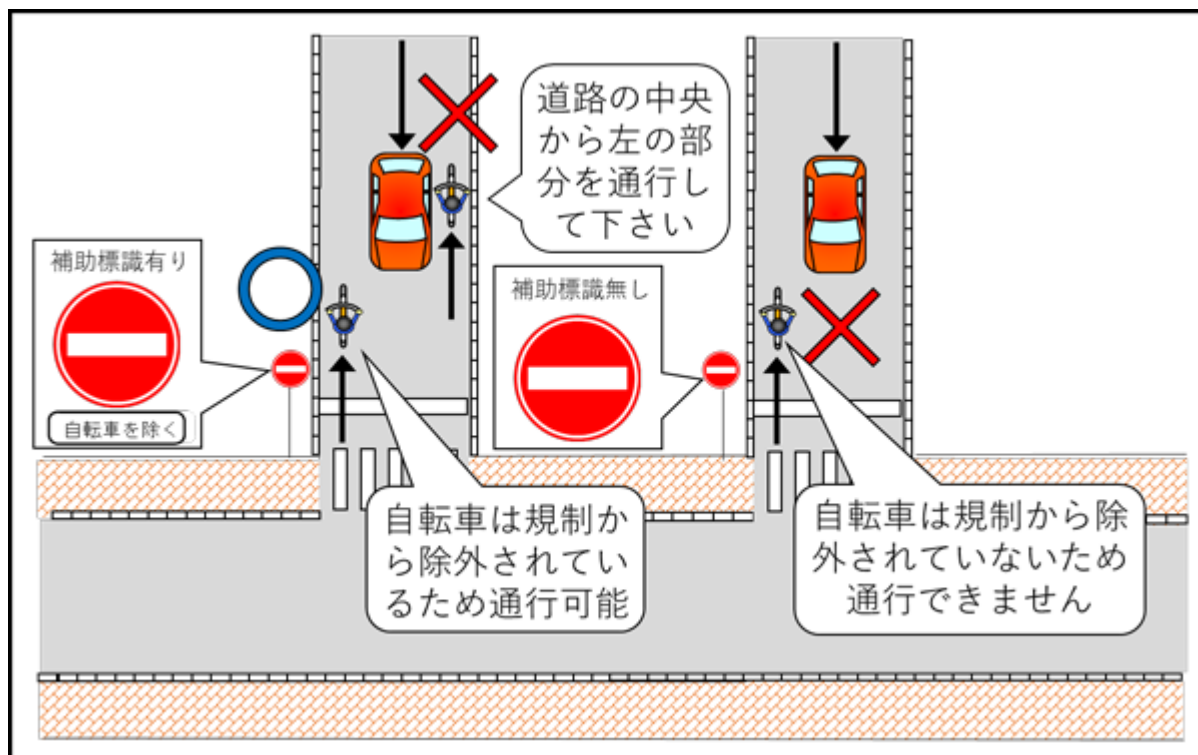
追い越しの場合を除いて、道路左側に寄って通行しなければなりません。



一方通行道路(普通自転車が通行可能な場合)の場合

一方通行道路で「自転車を除く」の補助標識があり、普通自転車の通行(逆行)が認められている場合も道路の左側の部分を走行しなければなりません。

(罰則)3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金(禁止場所を通行した場合)



歩行者用道路の場合

歩行者用道路を警察署長の許可を受け、または禁止の対象から除外されていることにより通行するときは、特に歩行者に注意して徐行しなければなりません。

(注記)

徐行とは、直ちに停止することができるような速度で進行することです。(「直ちに停止することができるような速度」とは、車両等の種類、積載物、道路の状態等により、個々具体的に定められるべきものですが、時速に換算すると8キロメートルないし10キロメートル毎時程度となります。)

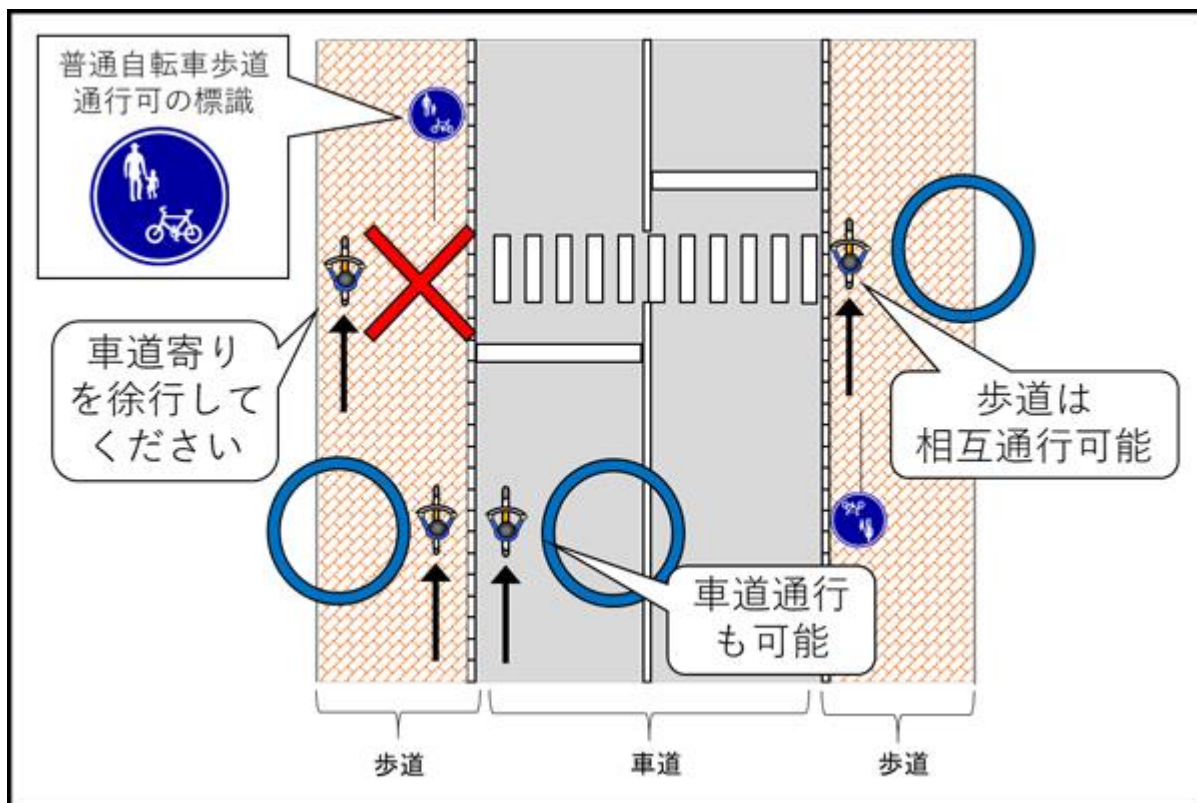
(罰則)3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金等

歩道(普通自転車が通行可能な場合)

普通自転車が通行すべき部分として指定された部分(普通自転車通行指定部分)がない場合

相互通行可能ですが、中央から車道寄りの部分を徐行し、歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止しなければなりません。

(罰則)2 万円以下の罰金又は科料



普通自転車通行指定部分がある場合

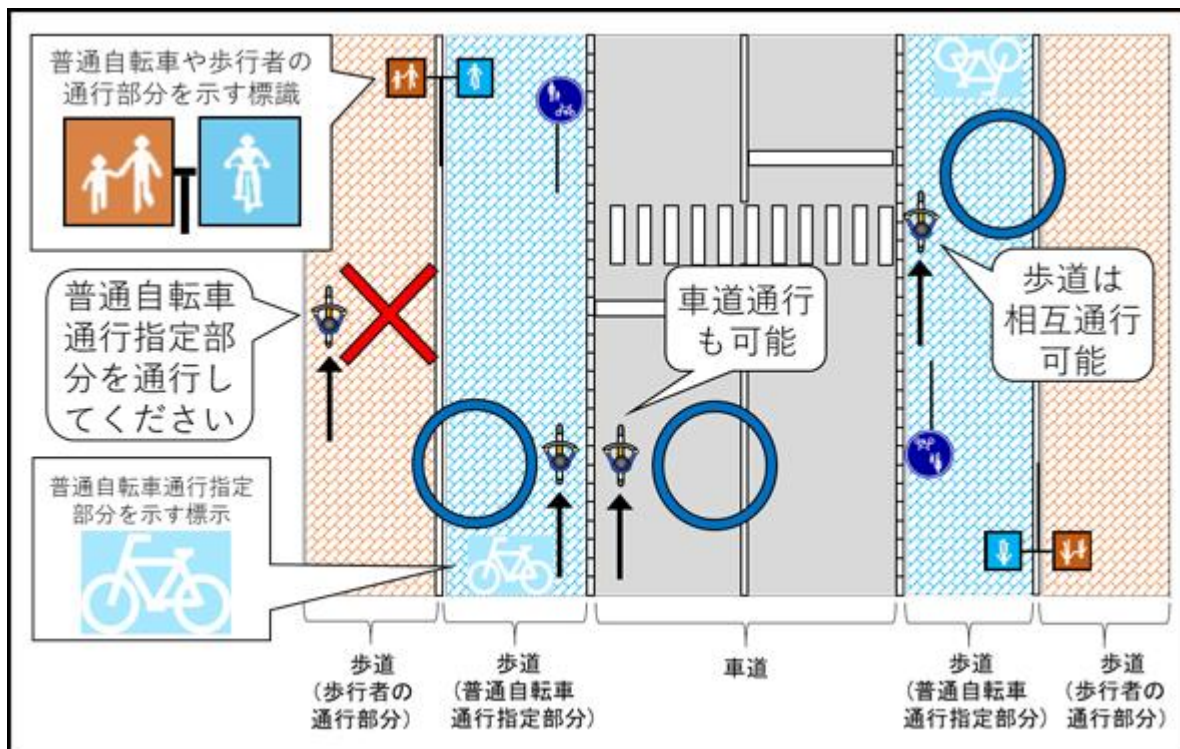
相互通行可能ですが、普通自転車通行指定部分を徐行し、歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止しなければなりません。

普通自転車通行指定部分を通行中に歩行者がいない場合は、すぐに徐行に移ることができるような速度で進行することができます。

ただし、普通自転車通行指定部分であっても歩行者が優先です。

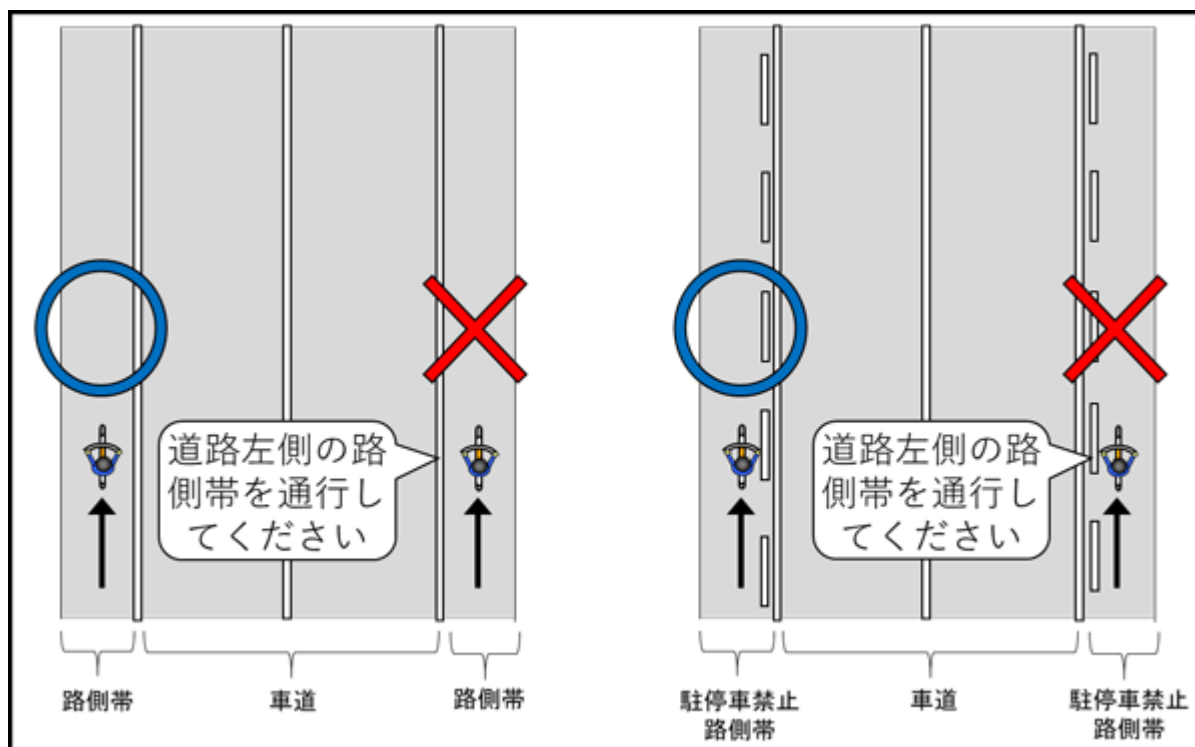
歩行者がいる場合は徐行し、通行を妨げるような場合は一時停止しなければなりません。

(罰則)2 万円以下の罰金又は科料



【路側帯】

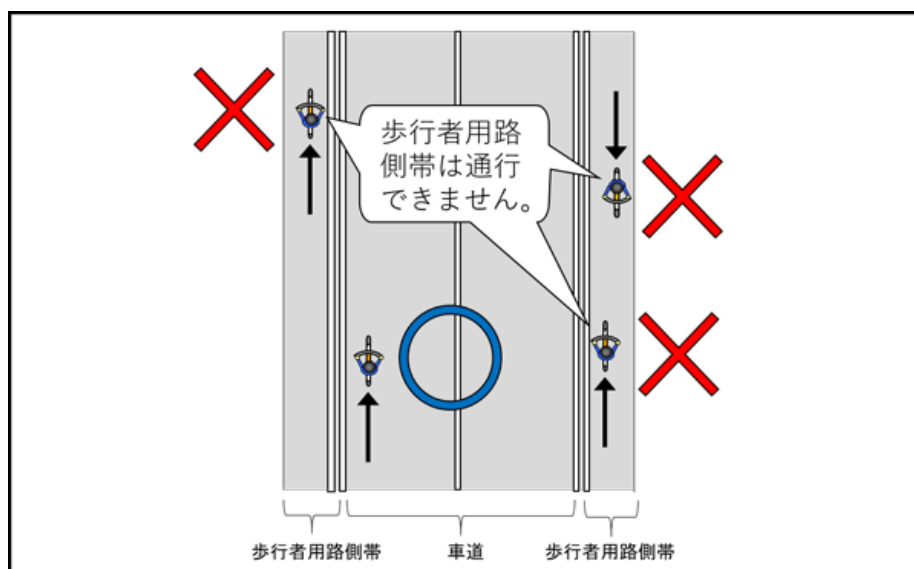
自転車は著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、路側帯内を通行することができます。
 (義務ではありませんので、路側帯の外側を通行することもできます。)相互通行はできませんので、道路の左側部分に設けられた路側帯を通行してください。路側帯内を通行する場合は、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行しなければなりません。
 (罰則)2万円以下の罰金又は科料



歩行者用路側帯

白の二本線で標示された路側帯(歩行者用路側帯)の場合は、路側帯内を通行することはできません。

(罰則)3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金



普通自転車専用通行帯

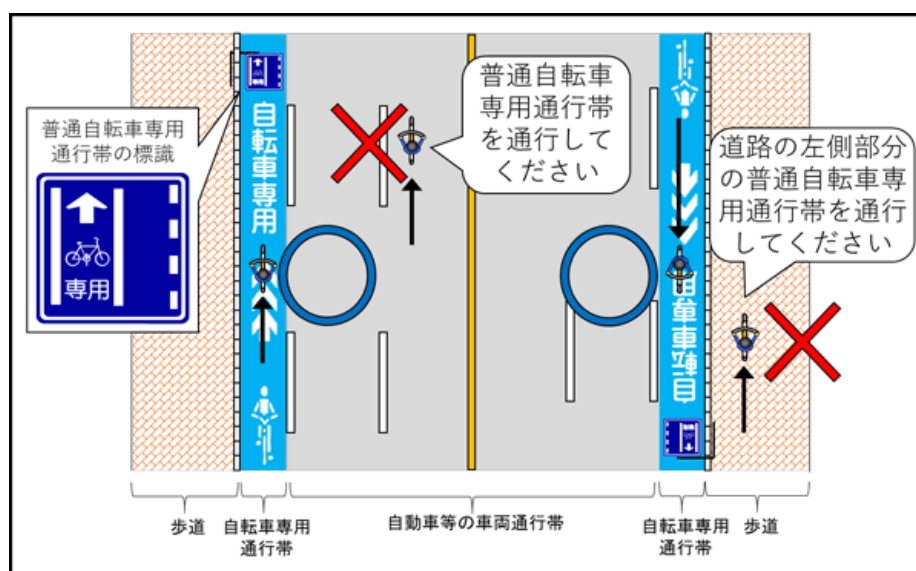
普通自転車専用通行帯とは、道路標識等により、普通自転車が通行しなければならない車両通行帯を指定したもののことをいいます。

普通自転車は、普通自転車専用通行帯が設けられているときは、その普通自転車専用通行帯を通行しなければなりません。

相互通行はできませんので、道路の左側部分に設けられた専用通行帯を通行してください。

(注記)普通自転車以外の軽車両も、普通自転車専用通行帯を通行することができます。

(罰則)5万円以下の罰金



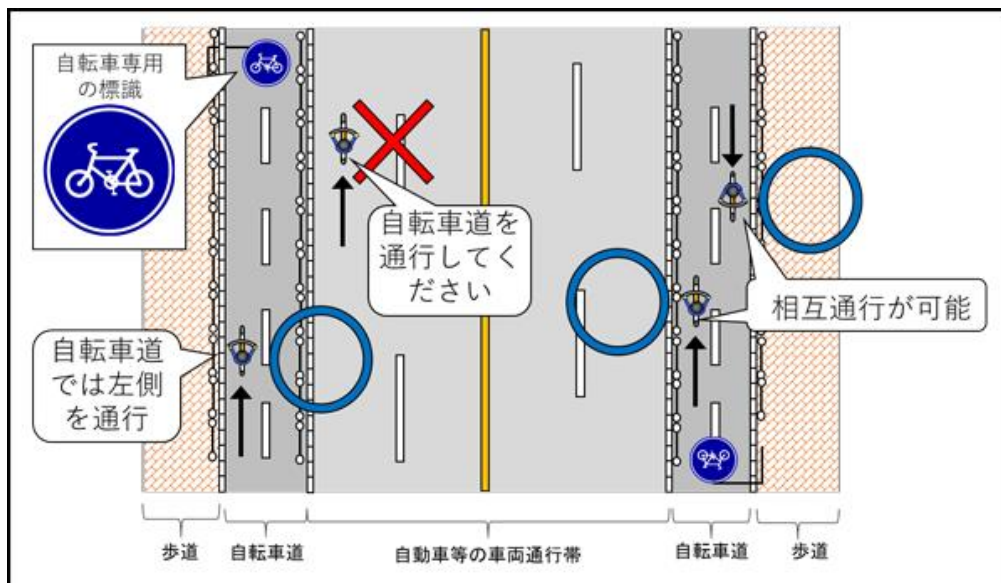
【自転車道】

自転車道とは、縁石や柵その他これに類する工作物によって区画された車道部分のことをいいます。普通自転車は、自転車道が設けられている道路では、やむを得ない場合を除き自転車道を通行しなければなりません。自転車道は相互通行可能ですが、自転車道の左側を通行しなければなりません。道路の片側にしか自転車道がない場合は、その自転車道を通行しなければなりません。

(注記)

普通自転車以外であっても、二輪又は三輪の自転車(側車付きのもの及び車両をけん引しているものを除く)は、自転車道を通行することができます。

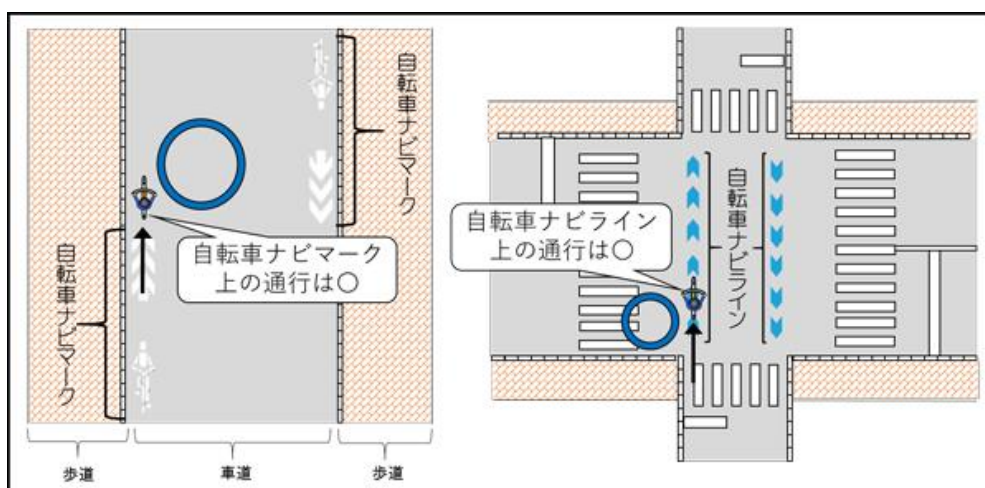
(罰則)2万円以下の罰金又は科料



自転車ナビマーク・自転車ナビライン

自転車ナビマーク・自転車ナビラインとは、自転車の通行動線(通行すべき部分・方向)を知らせる法定外表示のことをいいます。

自転車ナビマーク・自転車ナビラインの表示がある場合は、これらにならって通行してください。

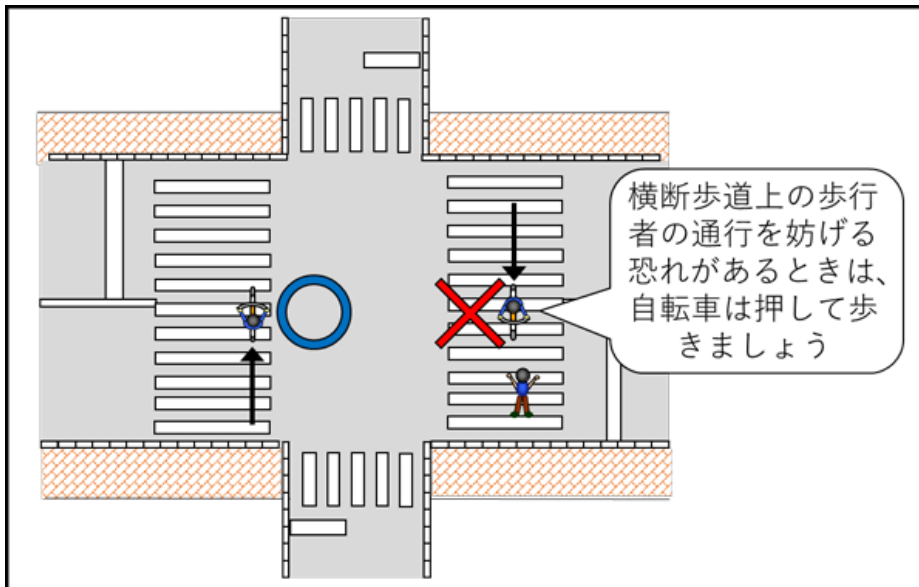


【横断の方法】

横断歩道での横断方法

横断歩道に歩行者がいないなど歩行者の通行を妨げるおそれのない場合は、横断歩道上を通行することができます。

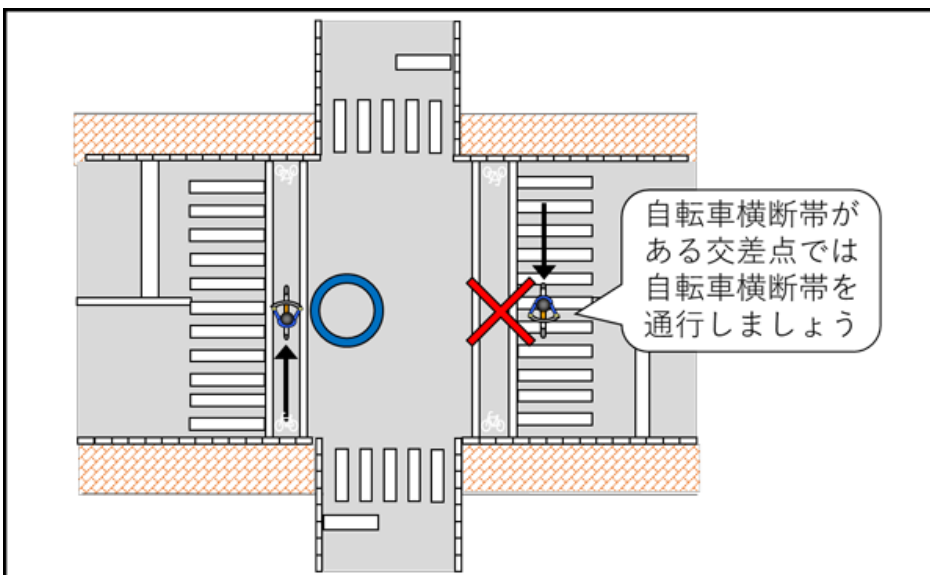
横断歩道は歩行者が横断するための場所ですので、横断中の歩行者の通行を妨げるおそれがある場合は、自転車に乗ったまま通行してはいけません。



自転車横断帯があるところでの横断方法

自転車は、道路や交差点又はその付近に自転車横断帯がある場合は、自転車横断帯を通行しなければなりません。

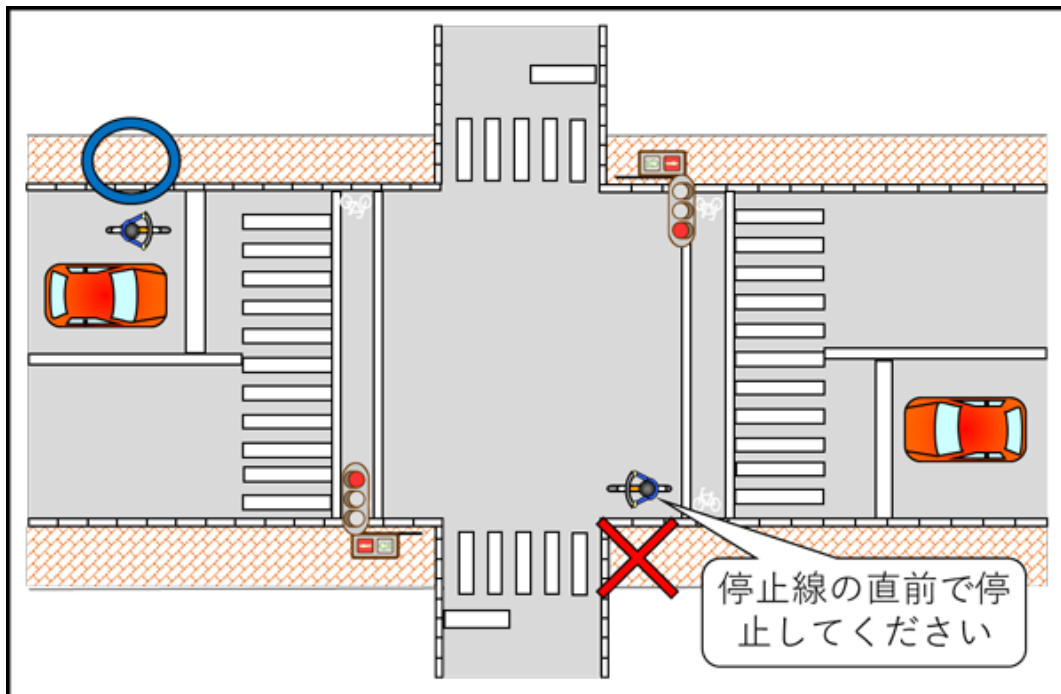
横断歩道と自転車横断帯のどちらもあるところでは、横断歩道上ではなく、必ず自転車横断帯を通行しましょう。



【停止位置】

停止線が設けられている場合

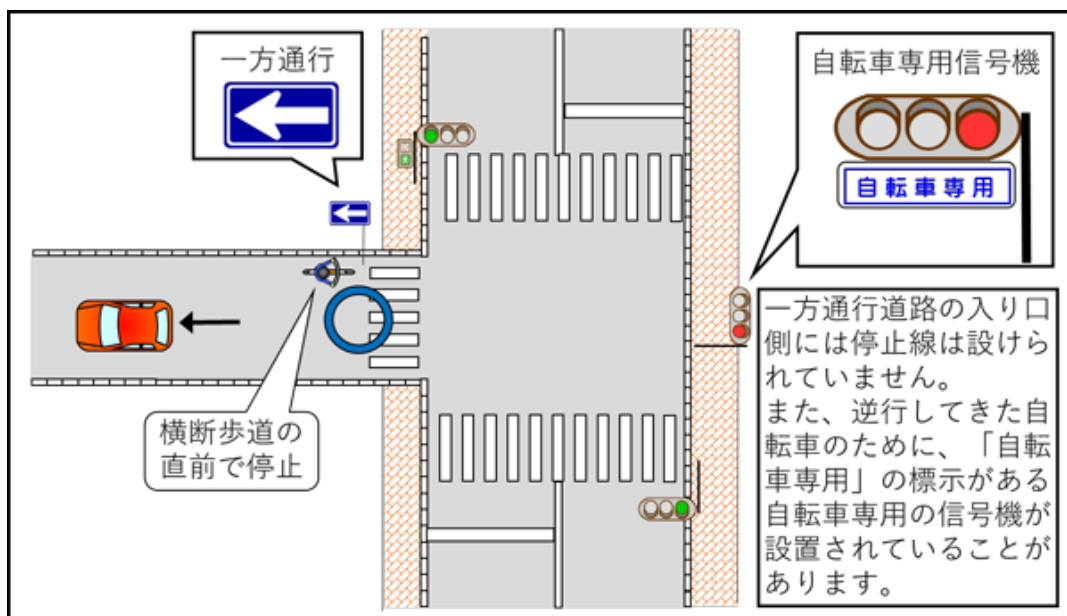
停止線の直前で停止してください。



停止線が設けられていない場合

交差点直前に横断歩道や自転車横断帯がある場所

横断歩道や自転車横断帯の直前で停止してください。



交差点直前に横断歩道や自転車横断帯が無い場所

交差点の直前で停止してください。

交差点以外の場所で横断歩道や自転車横断帯、踏切がある場所

横断歩道や自転車横断帯、踏切の直前で停止してください。

交差点以外の場所で横断歩道や自転車横断帯、踏切が無い場合

信号機の直前で停止してください。

【交差点の通行方法】

信号機の信号等に従う義務

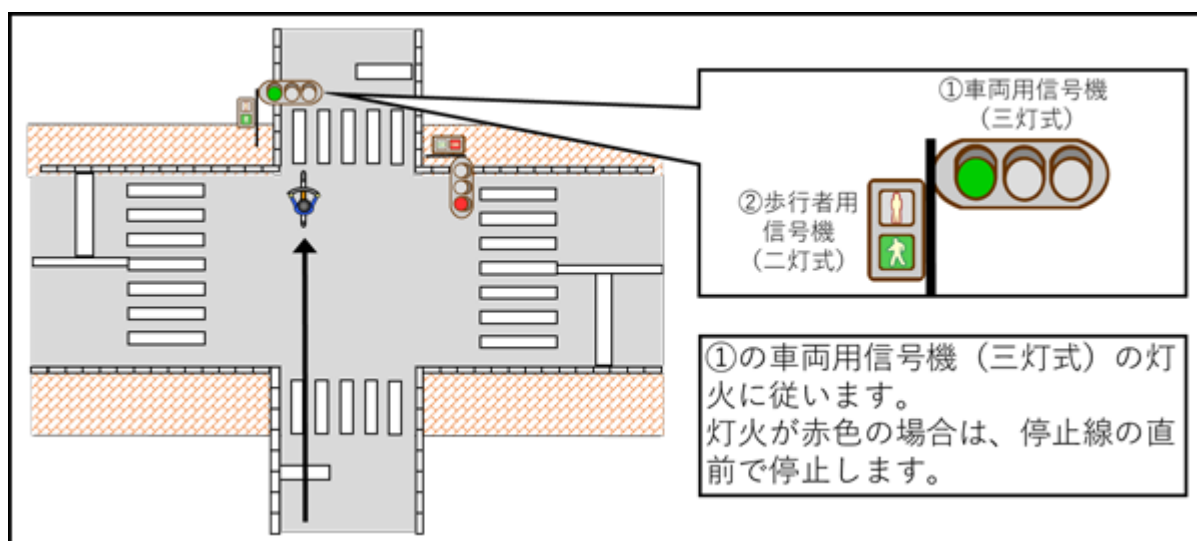
道路を通行する自転車は、信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等に従わなければなりません。（罰則）3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金等

自転車に従うべき信号機

車道を走行中

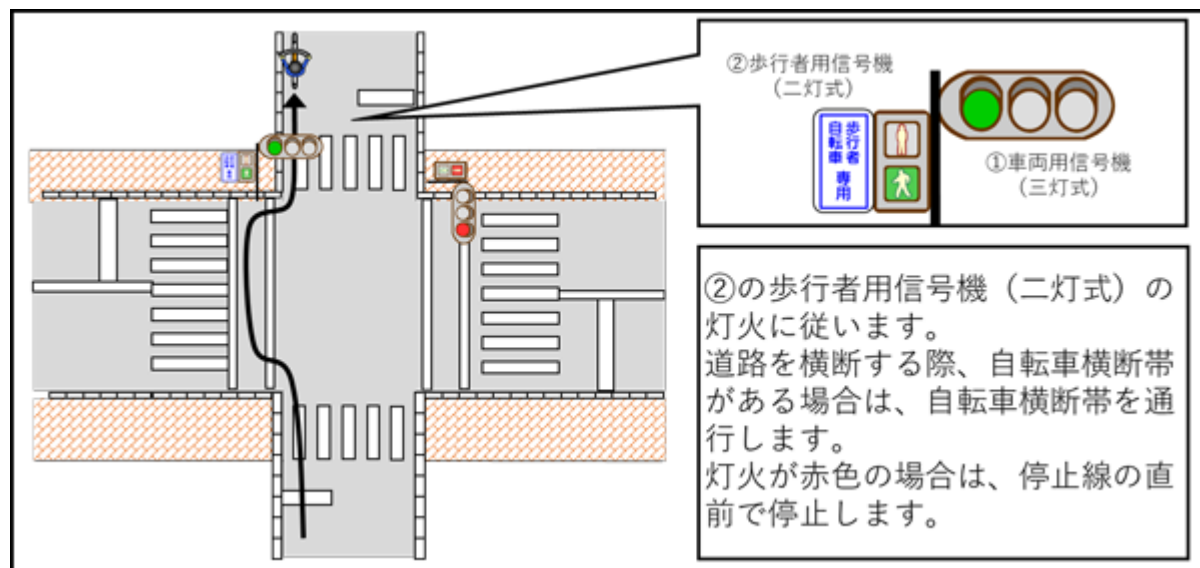
歩行者用信号機（二灯式）に「歩行者・自転車専用」の標示がない場合

対面する車両用信号機（三灯式）に従って通行します。



歩行者用信号機(二灯式)に「歩行者・自転車専用」の標示がある場合

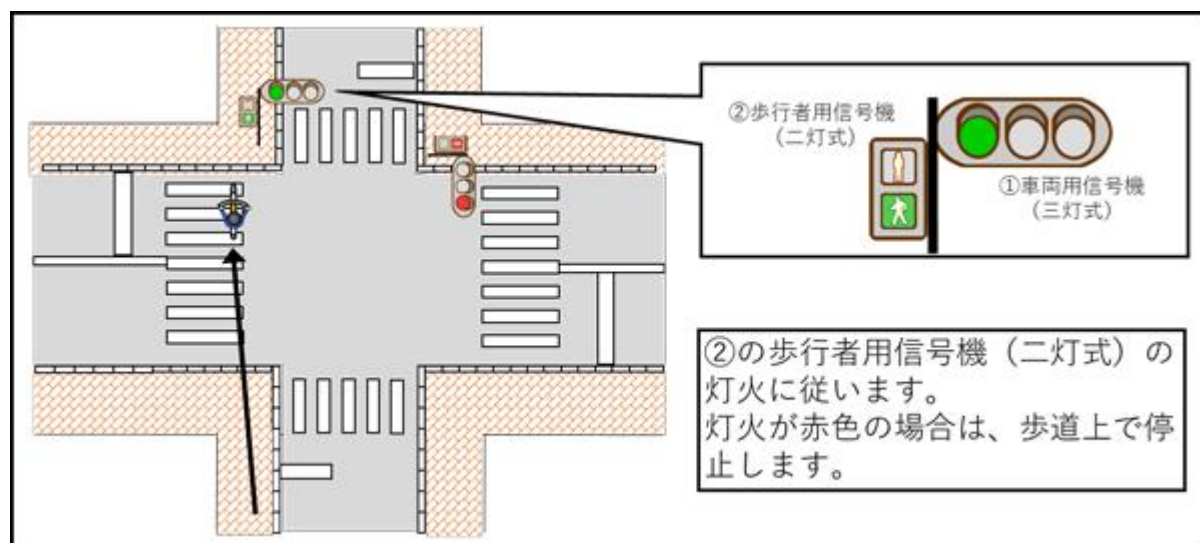
対面する歩行者用信号機(二灯式)に従って通行します。



歩道を走行中

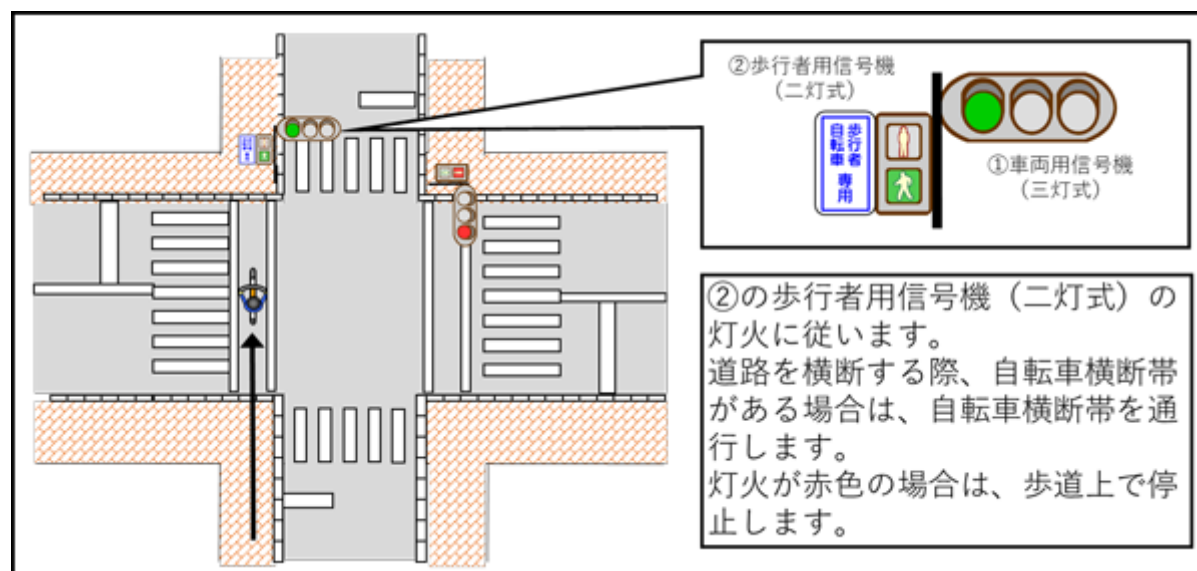
歩行者用信号機(二灯式)に「歩行者・自転車専用」の標示がない場合

対面する歩行者用信号機(二灯式)に従って通行します。



歩行者用信号機(二灯式)に「歩行者・自転車専用」の標示がある場合

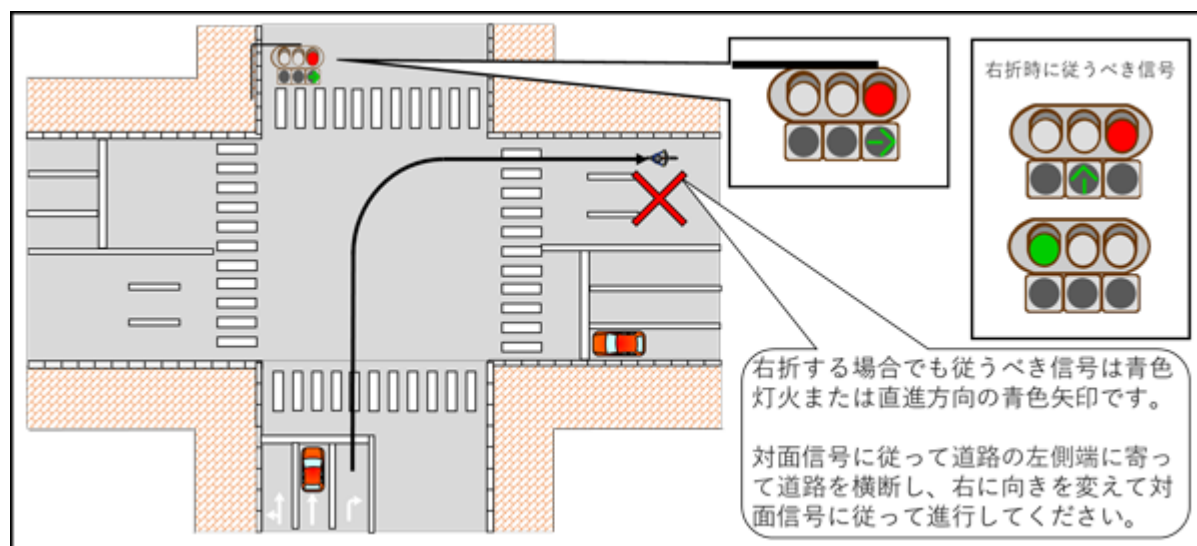
対面する歩行者用信号機(二灯式)に従って通行します。



矢印信号機のある交差点

青色の矢印が表示される信号機のある交差点では、自転車で右折する場合、右方向の青色矢印ではなく、青色灯火または直進方向の青色矢印に従います。

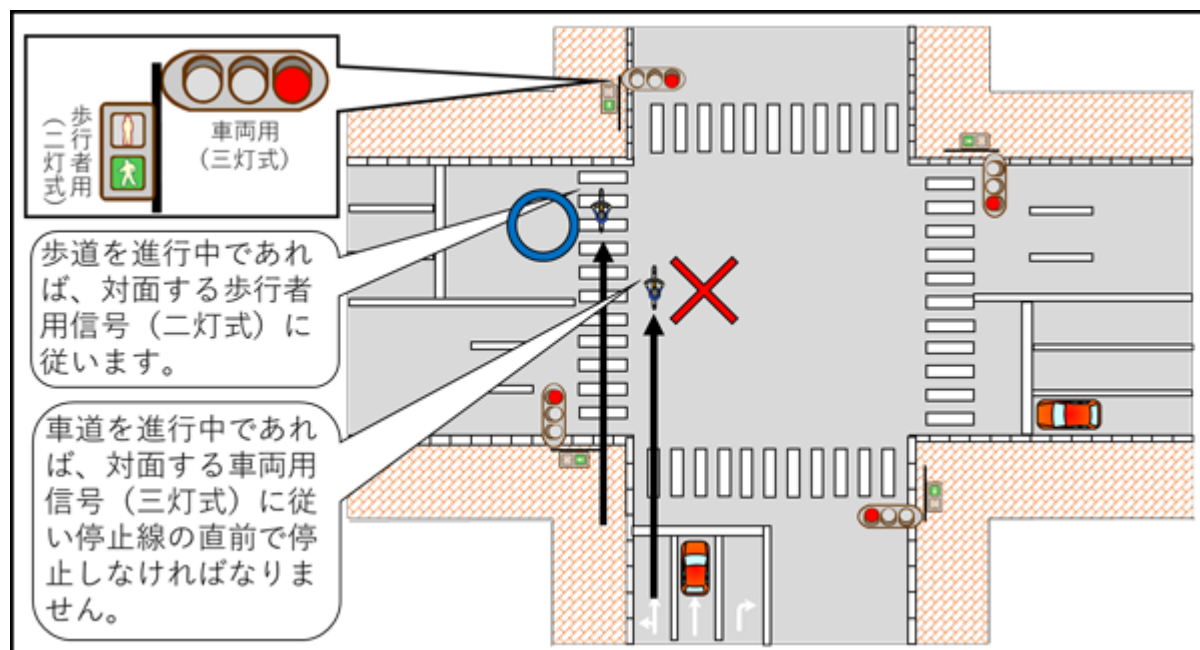
自転車はいわゆる二段階右折をしなければなりませんので、青色灯火または直進方向の青色矢印に従って、道路を直進して横断した後、右に向きを変えて対面する信号機に従って進行します。



歩車分離式信号機のある交差点(歩行者専用現示方式)

すべての方向の自動車等を同時に停止させている間にすべての方向の歩行者等を同時に横断させる方式であって、斜め方向の横断を認めていない交差点です。

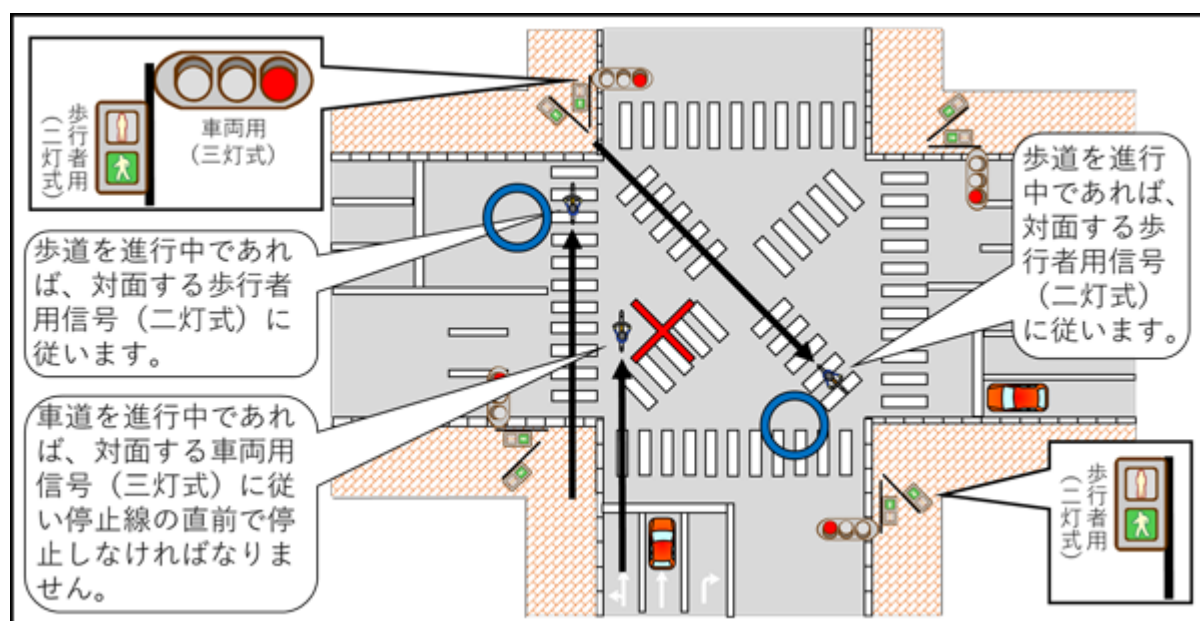
同一方向の信号であっても車両用(三灯式)と歩行者用(二灯式)で表示される灯火が異なりますので、従うべき信号がどれになるのかを特に注意する必要があります。



スクランブル交差点(スクランブル方式)

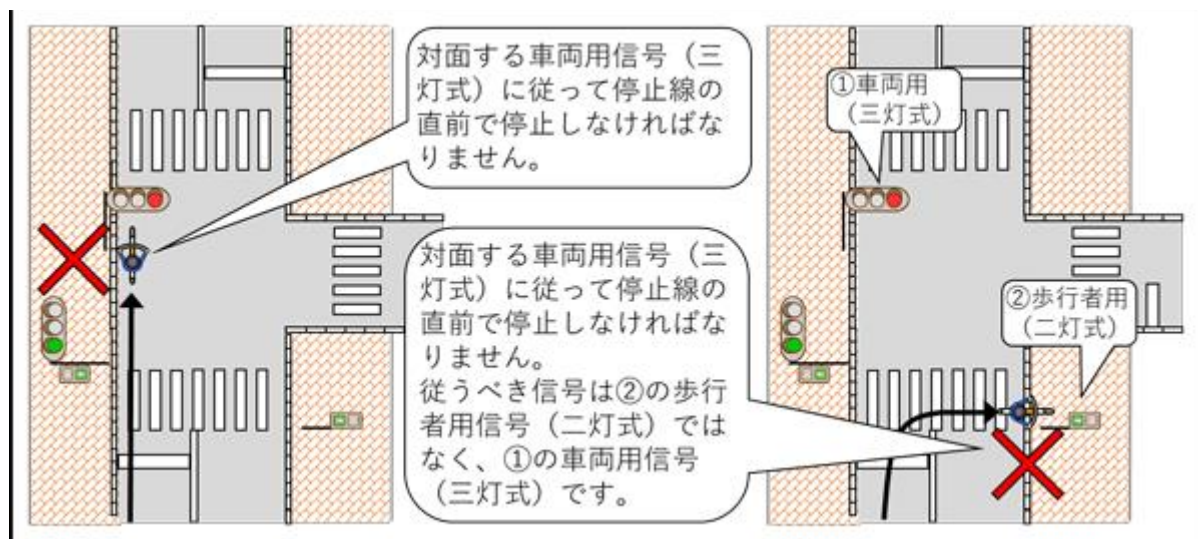
すべての方向の自動車等を同時に停止させている間にすべての方向の歩行者等を同時に横断させる方式であって、斜め方向の横断を認めている交差点です。

同一方向の信号であっても車両用(三灯式)と歩行者用(二灯式)で表示される灯火が異なりますので、従うべき信号がどれになるのかを特に注意する必要があります。



その他の注意点

下図は犯しやすい交通違反（信号無視）の一例です。従うべき信号を確認し、正しい停止位置で停止してください。



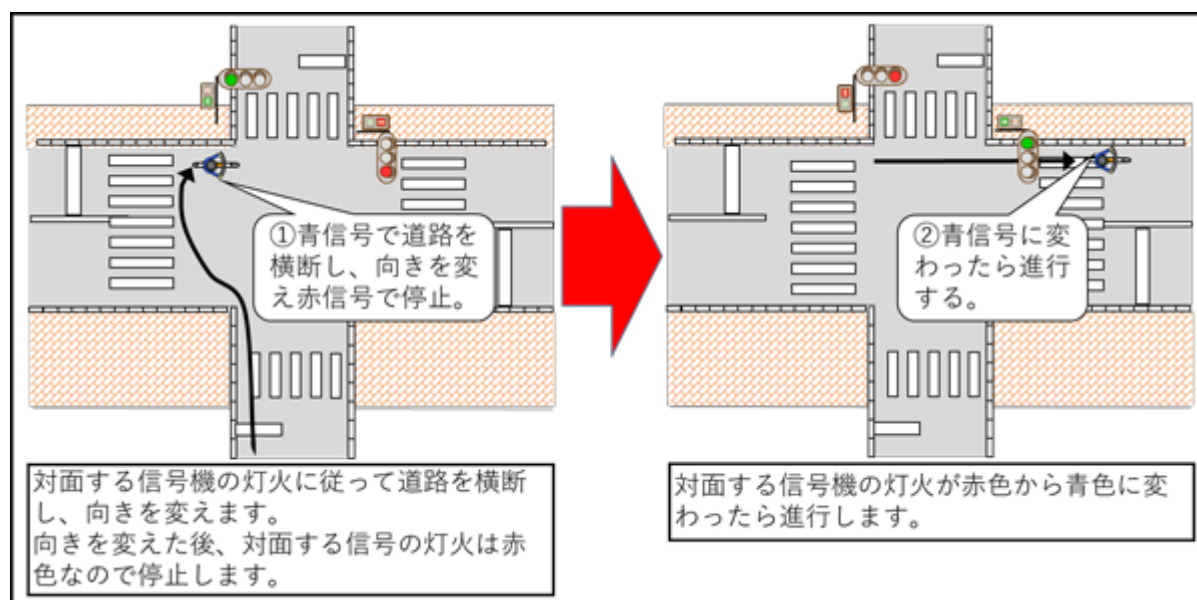
【右折の方法】

自転車は、右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、交差点の側端に沿って徐行しなければなりません。（いわゆる二段階右折）

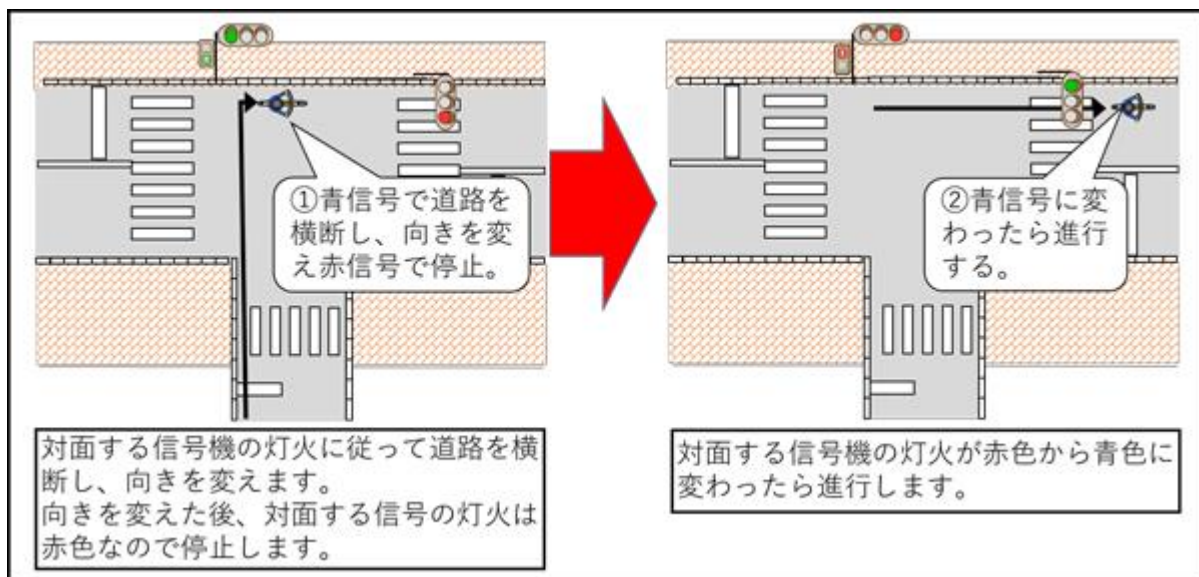
自転車の右折方法は交差点の大きさ（信号の有無、道路の広い狭い）や、交差点の形状（丁字型や十字型など）によって変わることはありませんので、どのような交差点であっても、二段階右折をしなければなりません。

信号機のある交差点

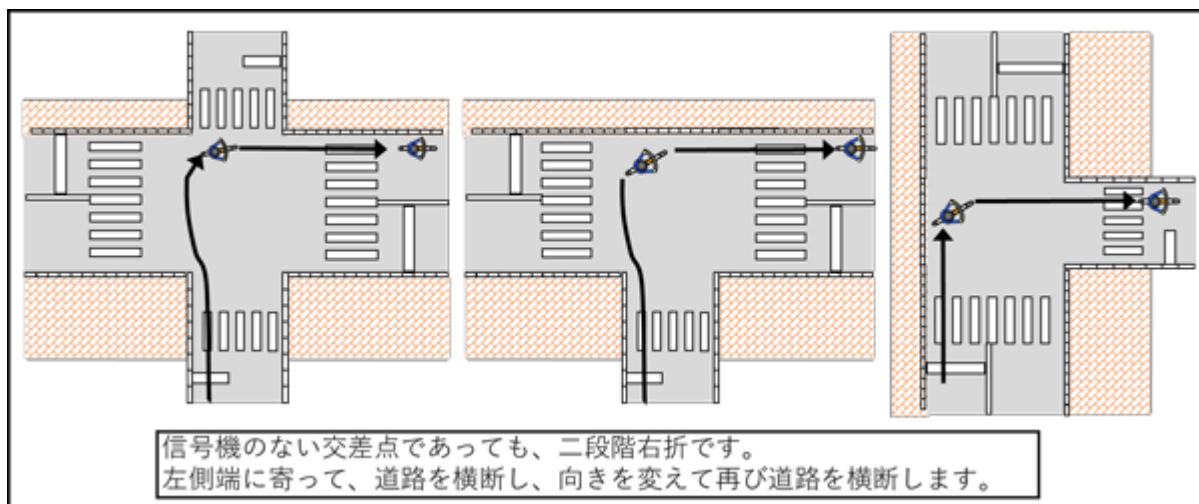
十字型交差点



丁字型交差点



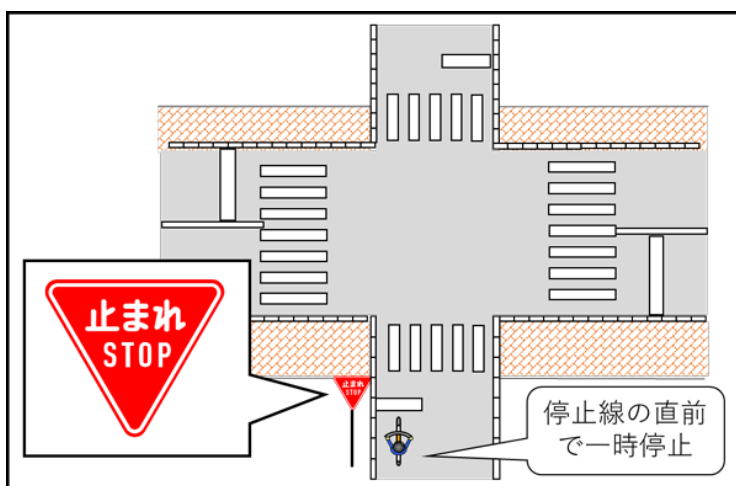
信号機のない交差点



一時停止標識のある交差点

自転車は他の車両と同様に道路標識・標示のあるところでは、その効力に従う義務があります。

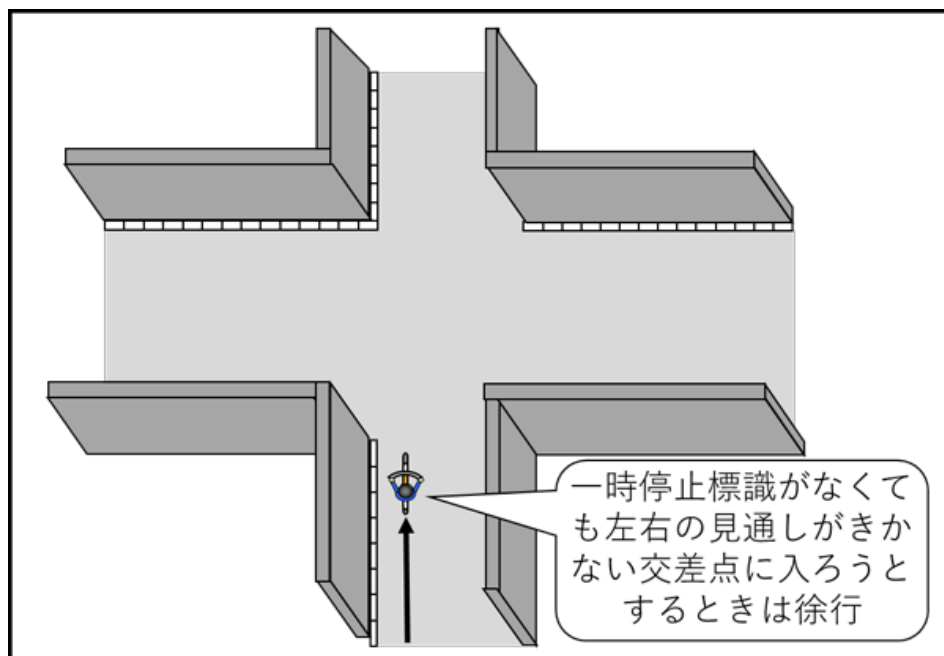
一時停止標識のある交差点では、停止線の直前(停止線がなければ交差点の直前)で一時停止しなければなりません。(罰則)3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金等



左右の見通しがきかない交差点

自転車は他の車両と同様に左右の見通しがきかない交差点に入ろうとするときは、徐行しなければなりません。

(罰則)3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金等



進行する方向に関する通行区分が指定された交差点

自転車は道路標識等により交差点で進行する方向に関する通行の区分が指定されているときであっても、それに従う必要はありません。

よって、進行する方向に関する通行の区分が指定されている交差点であっても、自転車は道路の左から数えて一番目の車両通行帯を通行しなければなりません。(罰則)5万円以下の罰金

